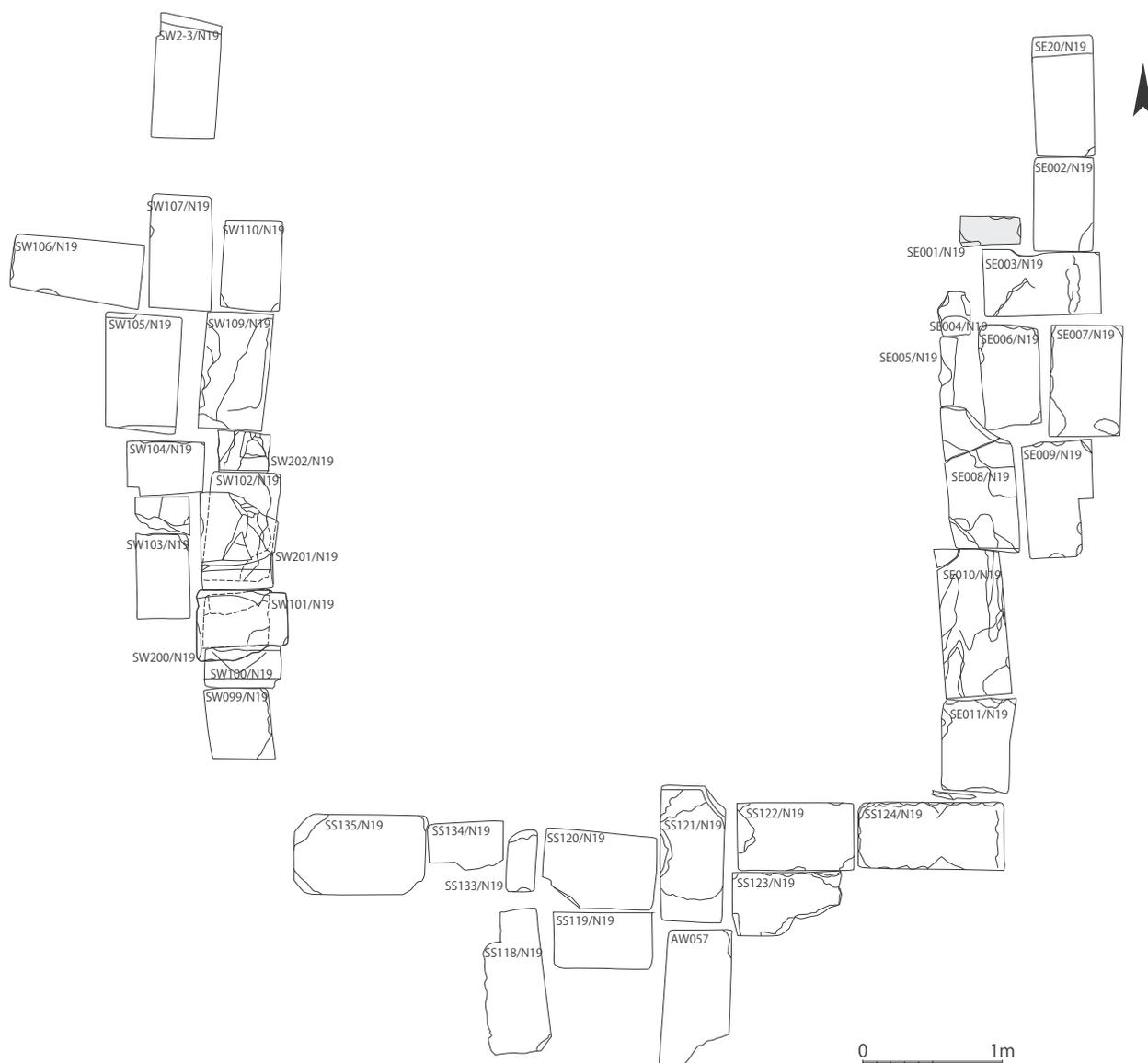


第2章 下成基壇各段の解体

第1節 下成基壇外装部の解体 (N19～N22)

N19

N19は下成基壇敷石であるN18直下の石組みで、基壇外装石材としては葛石に相当する。地覆石に相当するN21とは上下逆のモールディングが施される。



第5図 N19平面図



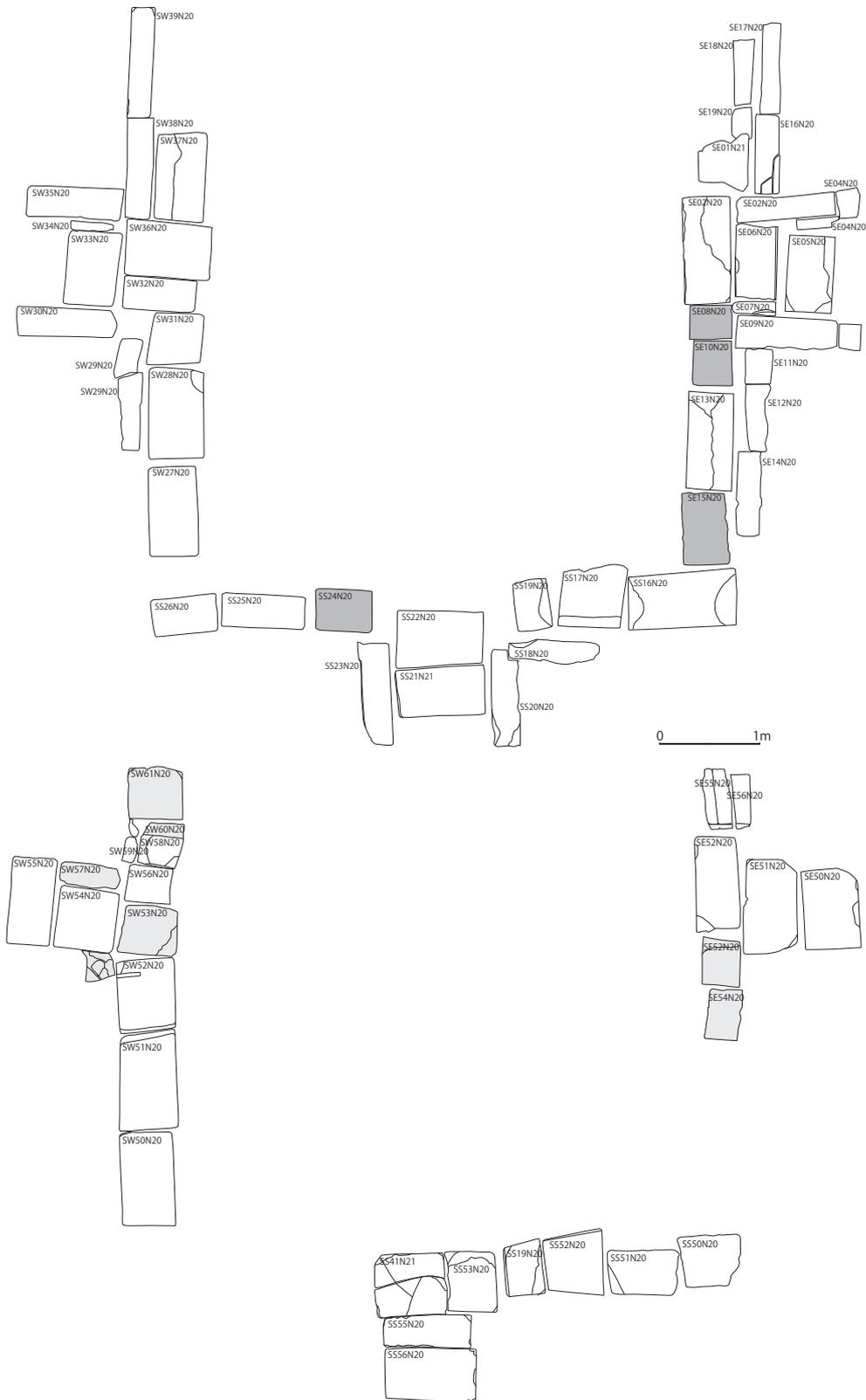
第6図 N19写真(南から 2013年7月11日撮影)



第7図 下成基壇北東隅

N20

N20 は基壇外装の羽目石に相当する。そのため、1段の高さが他の段と比べてほぼ倍ほど異なり、内側の控積が2段となる箇所がある。そのため図面も控積上段（第8図上）と、控積下段（第8図下）の2図となる。また外側の基壇外装に相当する砂岩石材は南と東南を中心に欠落している石材が多く、その部分は図では空白となっている。



第8図 N20 平面図



第9図 N20 俯瞰写真



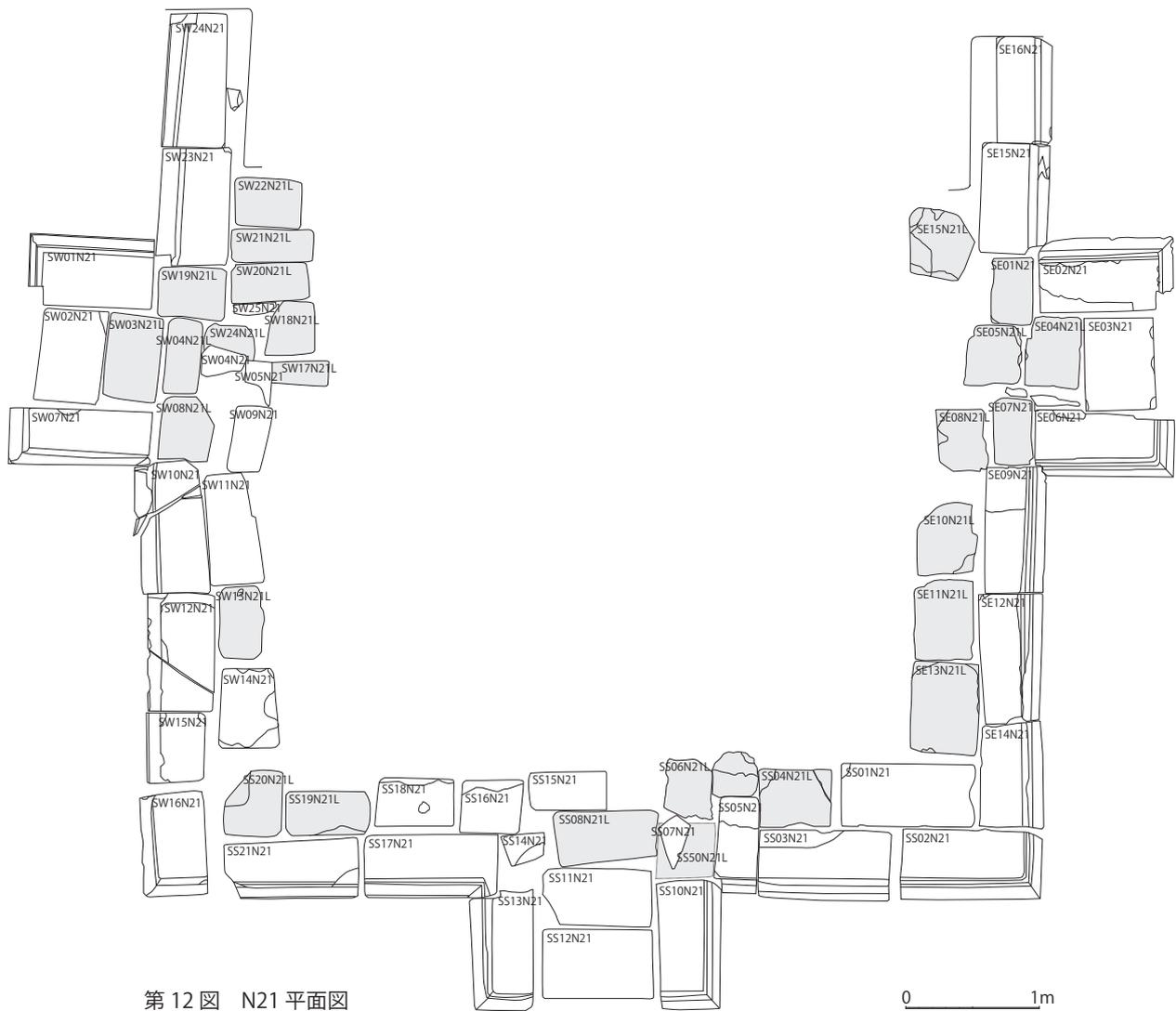
第10図 中央祠堂との取り付き（西側）



第11図 中央祠堂との取り付き（東側）

N21

基壇外装石材の地覆石に相当する石材である。下半部が円弧状にせり出すモールディングが施される。地覆石としての使用であるため、全体に細長い石材が多く、モールディングを有するため、転用石材の使用は少ない。ただ西階段部の SW07 と南階段部の SS05 は基壇内面に接する面に別のモールディングがあり、明らかに転用石材である。南辺の SS03 は長辺の上面に挟り込みがあり、現在の解体でもこの部分につり下げ用のスリングをかけている。古代でも同じ用途を想定したい。



第 12 図 N21 平面図



第 13 図 SW07N21 の裏面モールディング



第 14 図 SE03N21 と SE09N22 の線刻



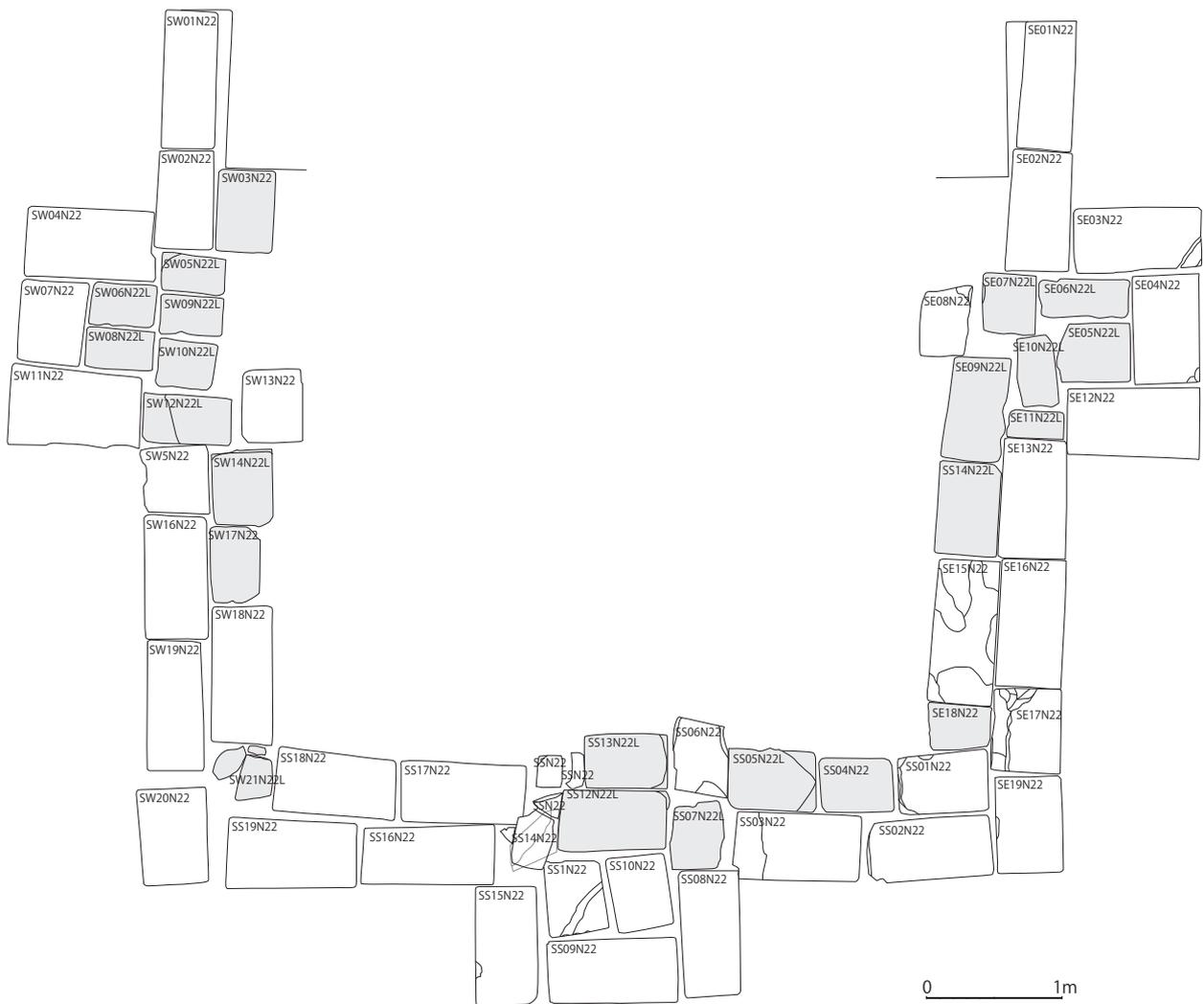
第 15 図 N21 俯瞰写真



第 16 図 N21 と中央祠堂南西隅との関係（南西から）

N22

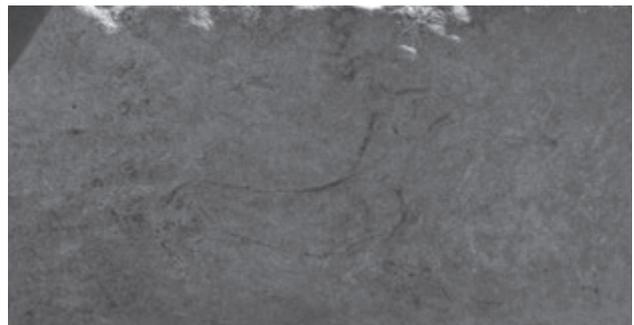
地覆石の下、延石の1段目に相当する。延石としての使用であるため、直方体のモールドイングのない石材となる。そのためN21と比較して転用材の比率が高い。そのため西トップ遺跡の石材ではほとんど見られない、石材つり下げ用の穿孔を持つ石材が3石確認されるとともに、転用時における目印であろうか、線刻が多いのもN22の特徴である。



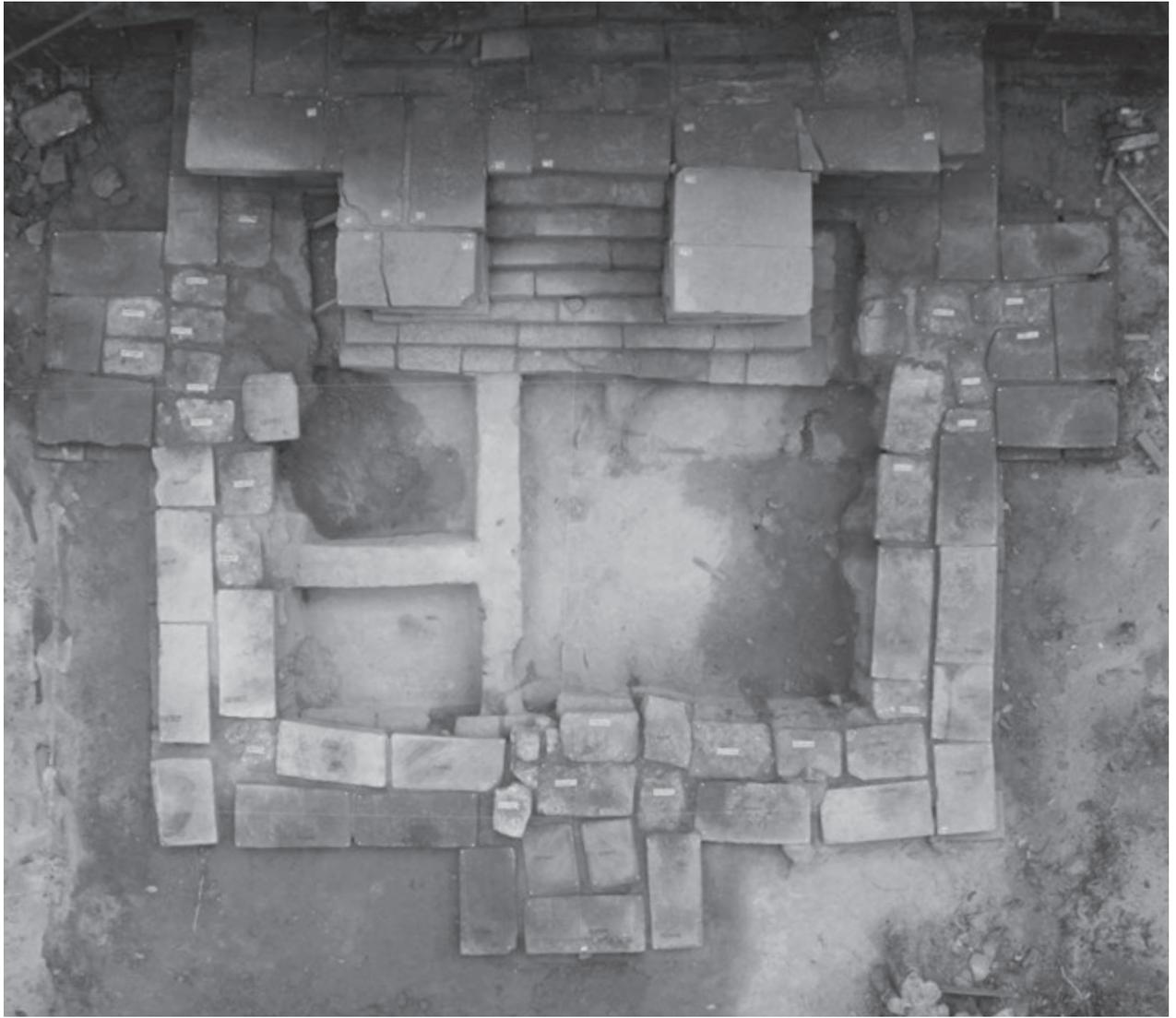
第17図 N22 平面図



第18図 SS03N22 の線刻



第19図 SS09N22 の線刻



第 22 図 N22 俯瞰写真

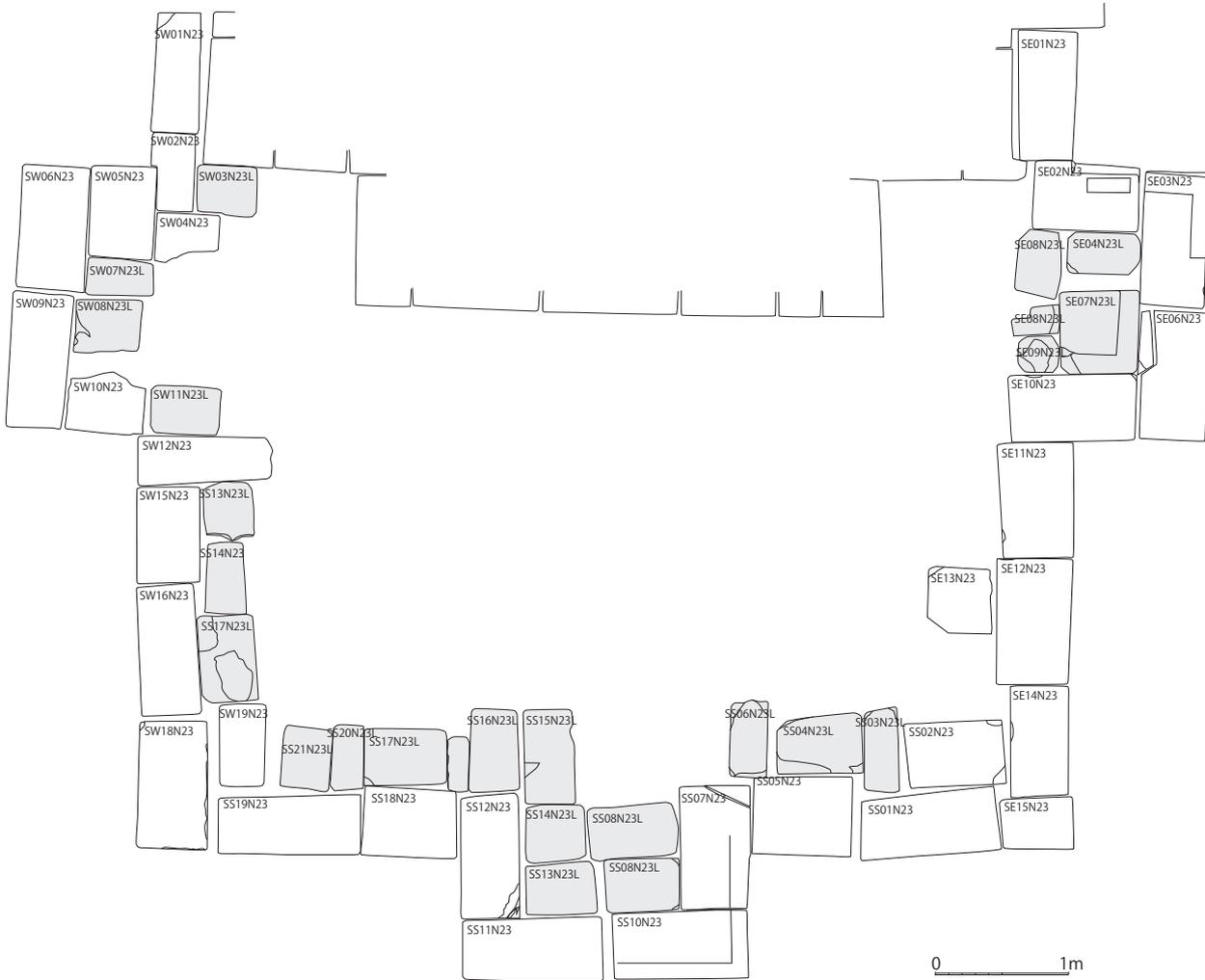


第 21 図 N22 南辺石材と N23-N25 石材、および基壇内東西石列との関係

第2節 下成基壇基礎部の解体 (N23 ~ N25)

N23

N23 から N25 は、下成基壇の下部、基礎になる部分で、現状では地中に埋設された基壇部になる。そのため転用材が多く、第 25 図のような表面加工の粗雑な石材も見られる。SW12 には裏面にモールディングが見られるとともに、懸下用の穿孔が見られ、明らかに転用材である (第 22 図)。また第 23 図のように、階段部を中心に上面に N22 の乗る位置を示した線刻が施される。



第 22 図 N23 平面図



第 23 図 SW12N23 裏面のモールディング



第 24 図 SE03N23 線刻



第 25 図 SE02,03N23



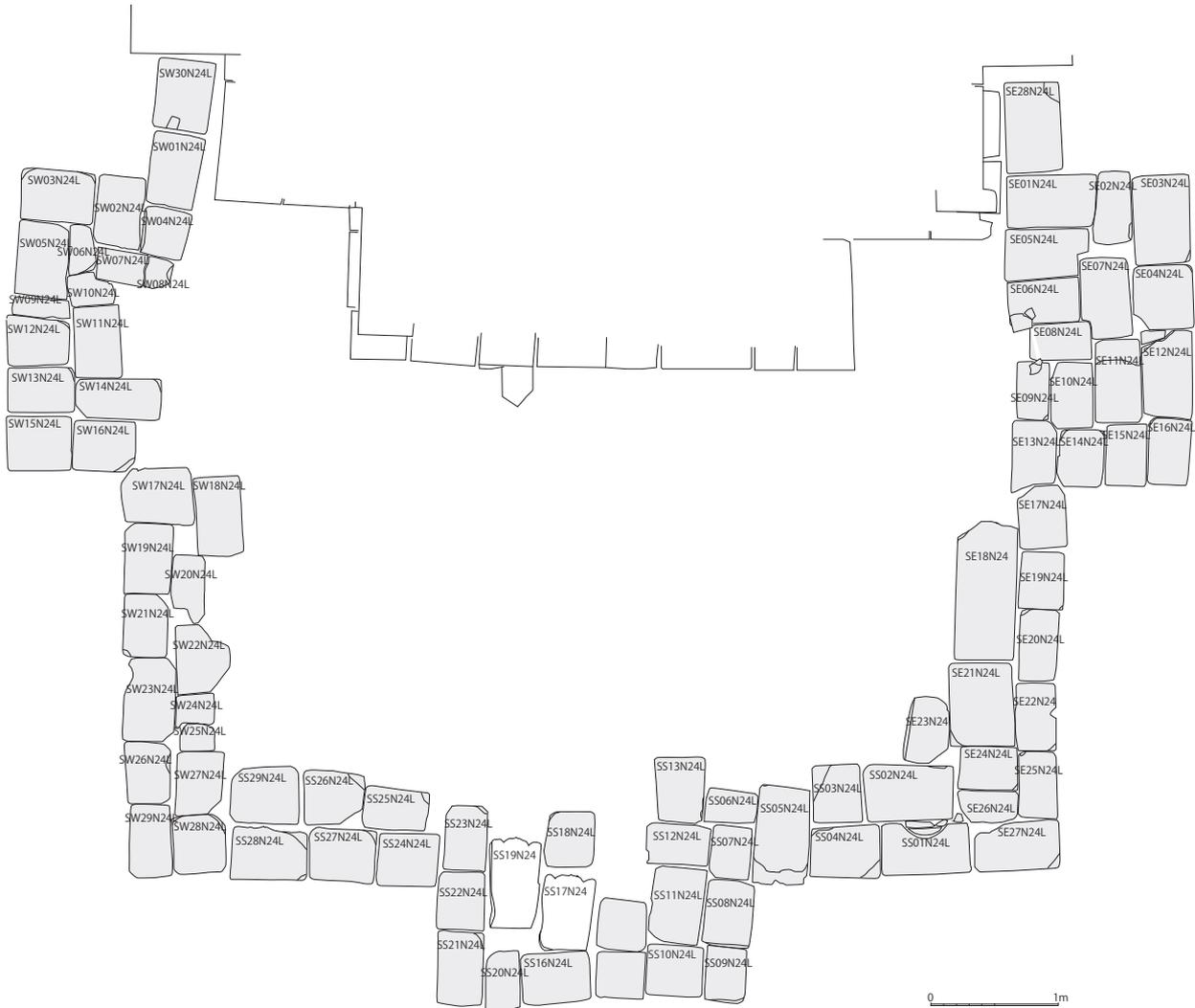
第 26 図 N23 俯瞰写真



第 27 図 N23 と中央祠堂南階段

N24

ほぼ全てがラテライトで構成される。基壇外装石材としてはこの上の N23 まだが相当し、この N24 と N25 は基礎に据えられたラテライトと考えられる。敷方もやや乱雑で、東階段部が最も丁寧で、西側階段部では一部敷設されていない部分がある。南階段部のラテライトも乱雑であるが、中の SS27 と SS1 の 2 石は砂岩製のセマである。これまで上成基壇において 12 個のセマが発見されていることは、前回刊行した修復報告において報告した。今回のセマ 2 体も階段部に設置されており、かつ基壇方向に頭部を向けるという、セマの機能を意識した設置方法と考えられ、何らかの祭祀的な意味を推定することができる（論考編 第三章 p.54-62 参照）。



第 28 図 N24 平面図



第 29 図 N24 のセマ 左：SS19、右：SS17



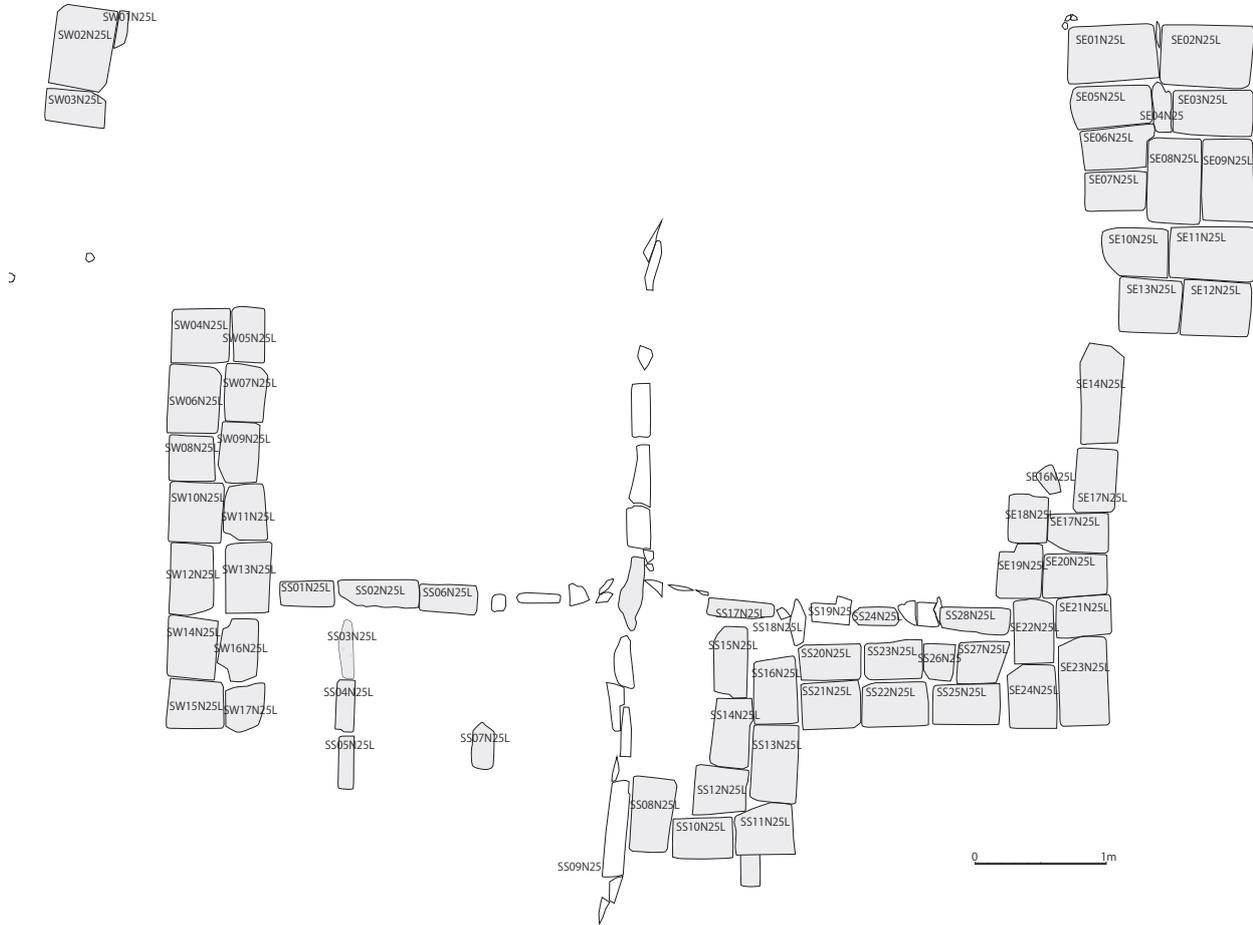
第30図 N24 北から



第31図 N24に転用されたセマ 東から

N25

下成基壇最下層の石列である。すべてラテライトを使用し、西北部と西南部は一部敷かれていない部分がある。部分的な石列であり、基壇石列と言うよりは N24 とともに基礎事業の一部と考えられる。その意味では第 21 図に見るように、基壇内石列は本 N25 とほぼ上面をそろえており、N25 の施工に伴って設置された基礎事業の一部と考えることも可能である。



第 32 図 N25 平面図



第 33 図 基壇内石列に転用された彫像



第 34 図 N25 と基壇内石列との関係



第 35 図 N25 俯瞰写真 (2014 年 1 月 24 日)



第 36 図 N25 西側石列と基壇内石列